

不正薬物の押収量が初の 2 年連続 2 トン超え
～ 大麻・麻薬の摘発件数が過去最高を記録～
－ 令和 6 年の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況 －

財務省は、令和 6 年の 1 年間に全国の税関が空港や港湾等において、不正薬物の密輸入その他の関税法違反事件を取り締まった実績をまとめましたのでお知らせします。

1. 不正薬物*1 等

不正薬物全体の摘発件数は 1,020 件（前年比 24%増）と増加し、押収量*2,3 は約 2,579 kg（同 6%減）と減少した。不正薬物全体の押収量は、初めて 2 年連続で 2 トンを超え、過去 3 番目を記録し、極めて深刻な状況となっている。

*1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA 等）、向精神薬及び指定薬物をいう。*2 錠剤型薬物を除く。

*3 重量等未確定の場合には含まれないものがある。以下、個々の押収量についても同様。

● 覚醒剤

- ・摘発件数は 139 件（同 53%減）、押収量は約 1,761 kg（同 22%減）と共に減少した。
- ・押収した覚醒剤は、薬物乱用者の通常使用量で約 5,870 万回分、末端価格にして約 1,162 億円に相当する。

● 大麻*4

- ・摘発件数は 390 件（同約 2.9 倍）、押収量は約 344kg（同約 2 倍）と共に増加し、摘発件数は過去最高を記録した。

*4 大麻には、令和 6 年 12 月 12 日に施行された大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律における、麻薬である大麻及び THC 類製品を含む。THC 類製品とは、大麻の有害成分である THC 類（テトラヒドロカンナビノール類）を含有する液体や菓子類をいう。

● 麻薬

- ・麻薬の摘発件数は 322 件（同 34%増）、押収量は約 464kg（同 49%増）、錠剤型は約 67 千錠（同 37%増）と共に増加し、摘発件数は過去最高を記録した。
- ・麻薬のうち、コカインの摘発件数は 54 件（同 24%減）と減少し、押収量は約 260 kg（同約 2.1 倍）と増加した。

● 指定薬物

- ・指定薬物の摘発件数は 163 件（同 14%増）と増加し、押収量は約 10 kg（同 22%減）と減少した。

● 銃砲等

- ・銃砲の摘発件数は 26 件（同 26 倍）、押収丁数は 27 丁（同 27 倍）と、共に増加した。
- ・拳銃部品の摘発件数は 1 件、押収量は 1 点と、前年と比較して増減なしであった。

2. 金地金*5

金地金の摘発件数は 493 件（同約 2.3 倍）、押収量は約 1,218kg（同約 4 倍）と共に増加した。

*5 金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含む。

3. 知的財産侵害物品等

- 商標権を侵害する衣類等の密輸入事件等の知的財産侵害物品の密輸入事件を 10 件告発した。
- ツルサイカチ属に該当する木材等のワシントン条約該当物品の密輸入事件、盗難車やロシア向け水上バイク等の不正輸出事件、偽造有価証券の密輸入事件等を告発した。

[問合せ先]

財務省関税局調査課 代表 03-3581-4111（内線）5389

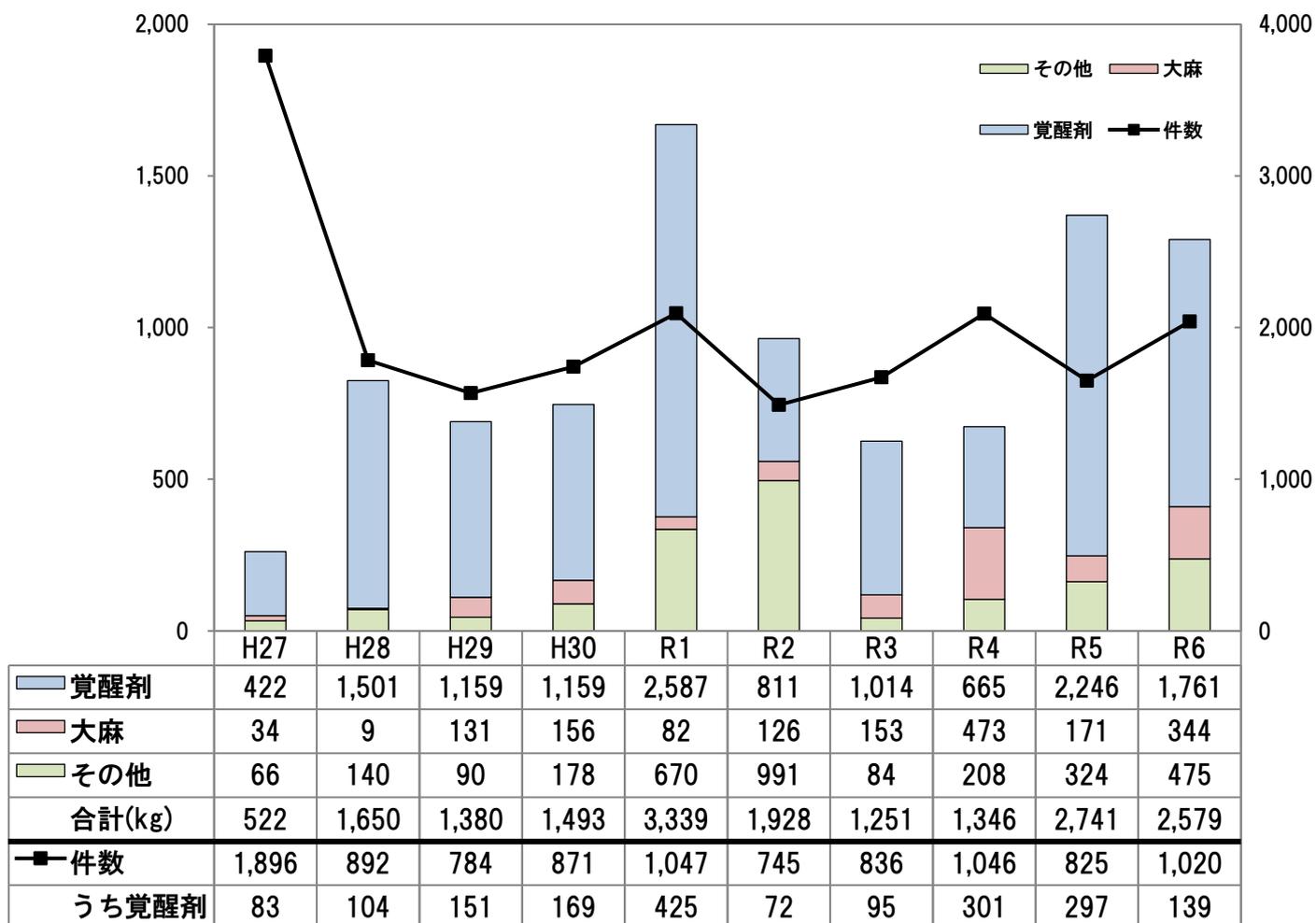
令和6年の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況

1. 不正薬物等

不正薬物全体の摘発件数は1,020件（前年比24%増）、押収量は約2,579kg（同6%減）となった。押収量は初めて2年連続で2トンを超え、過去3番目を記録し、極めて深刻な状況となっている。

不正薬物の摘発件数と押収量の推移

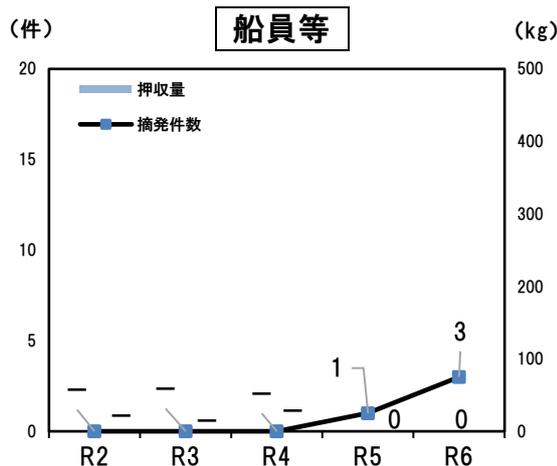
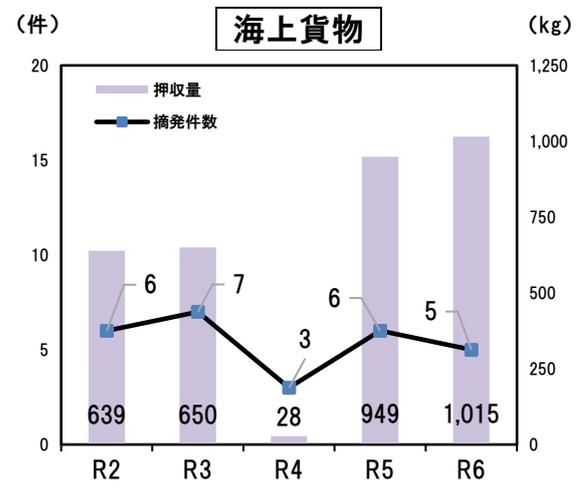
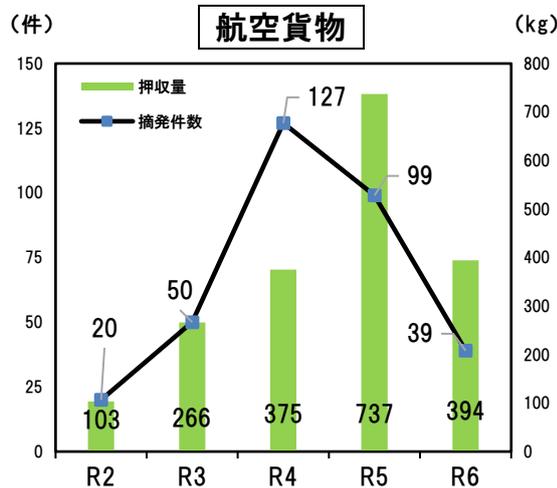
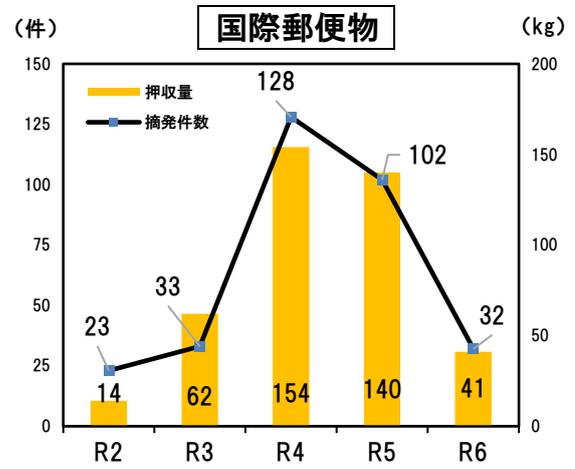
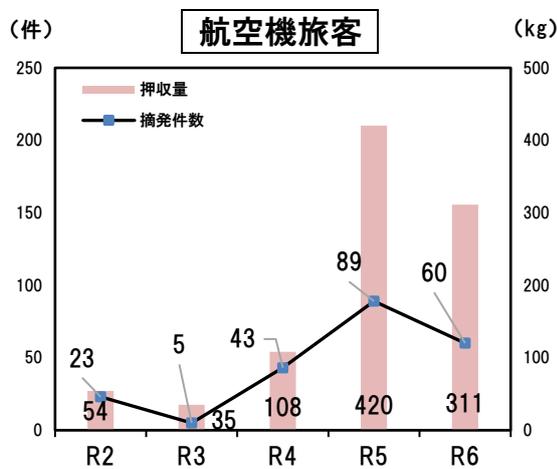
（摘発件数：件） （押収量：kg）



- （注）
- ・令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。
 - ・令和6年の数値は速報値である。
 - ・大麻には、令和6年12月12日に施行された大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律における、麻薬である大麻及びTHC類製品を含む。THC類製品とは、大麻の有害成分であるTHC類（テトラヒドロカンナビノール類）を含有する液体や菓子類をいう。
 - ・その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。

(1) 覚醒剤

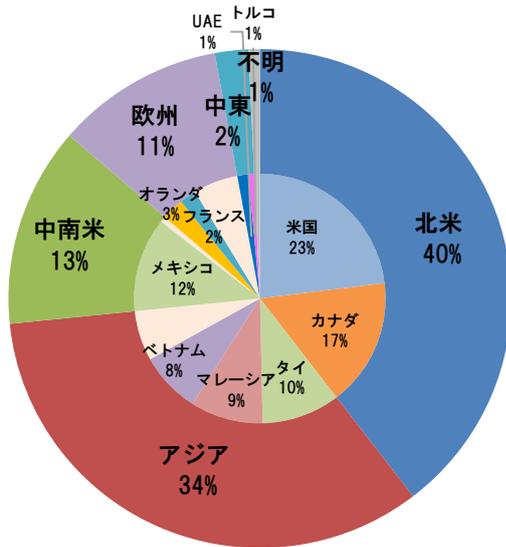
- 覚醒剤の摘発件数は、139件（前年比53%減）、押収量は約1,761kg（同22%減）と共に減少したが、押収量は過去3番目を記録した。
- 押収した覚醒剤は、薬物乱用者の通常使用量で約5,870万回分、末端価格にして約1,162億円に相当する。
- 密輸形態別の押収量では、海上貨物が約1,015kg（同7%増）と、前年より増加したが、航空貨物が約394kg（同47%減）、国際郵便物が約41kg（同70%減）と、大幅に減少した。また、航空機旅客は約311kg（同26%減）と減少したが、引き続き高水準で推移している。
- 覚醒剤の密輸仕出地別摘発実績では、件数の割合をみると北米が40%（55件）と最多となった。また、押収量の割合については、中南米が56%（約977kg）と最大となった。



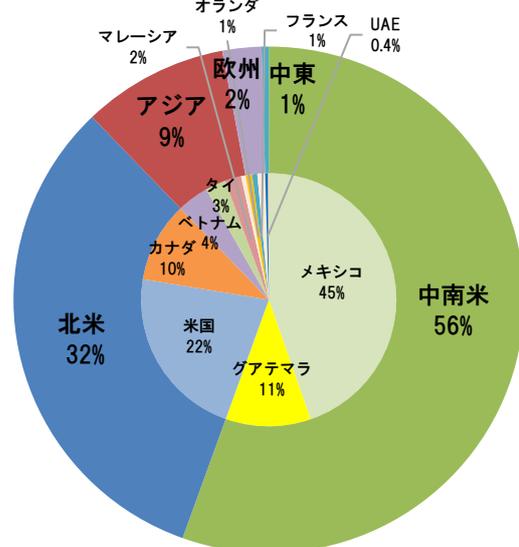
(注)

- ・ 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。
- ・ 航空貨物には、航空での別送品を含み、海上貨物には、海上での別送品を含む。
- ・ 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

覚醒剤・仕出地域別件数



覚醒剤・仕出地域別押収量



【事例 1】

メキシコから到着した航空貨物（ブルーベリーのプラスチック容器）に隠匿された覚醒剤約 59kg を摘発した。（令和 6 年 10 月・横浜税関等）



【事例 2】

カナダから成田国際空港に到着した旅客の携帯品（スーツケース）に隠匿された覚醒剤約 19 kg を摘発した。（令和 6 年 6 月・東京税関）



【事例 3】

タイから福岡空港に到着した旅客の携帯品（布製バッグ等）に隠匿された覚醒剤約 11 kg を摘発した。（令和 6 年 3 月・門司税関）



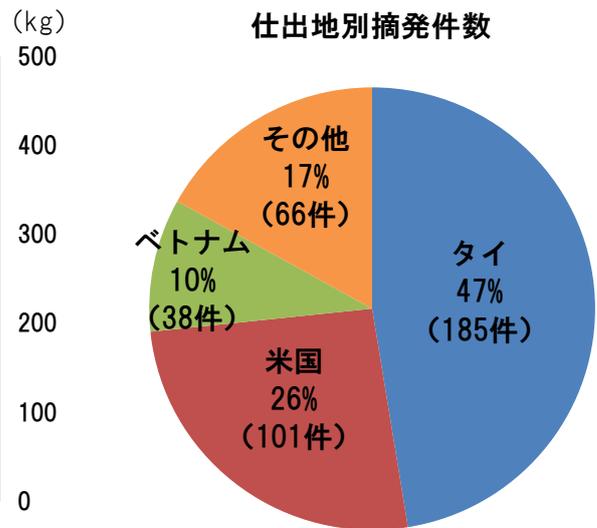
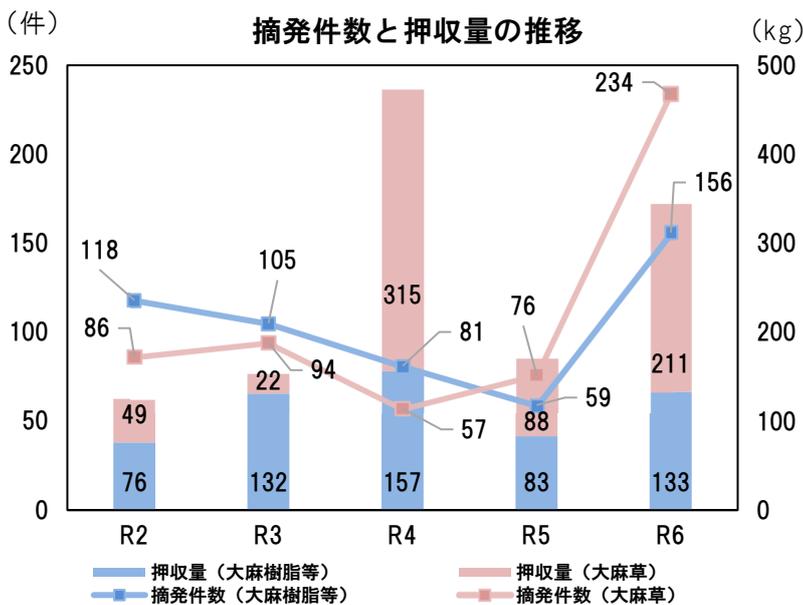
【事例 4】

タイから到着した国際郵便物（石鹸）に隠匿された覚醒剤約 4 kg を摘発した。（令和 6 年 4 月・門司税関）



(2) 大麻

- 大麻（大麻草・大麻樹脂等）の摘発件数は390件（前年比約2.9倍）、押収量は約344kg（同約2倍）と共に増加し、摘発件数は過去最高を記録した。
- 大麻草の押収量は約211kg（同約2.4倍）、大麻樹脂等（大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品を含む。）の押収量は約133kg（同59%増）と共に増加した。
 - ※ 大麻草には、令和6年12月12日に施行された大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律における、麻薬である大麻を含み、大麻樹脂等には、同法における、麻薬であるTHC類製品も含まれる。THC類製品とは、大麻の有害成分であるTHC類（テトラヒドロカンナビノール類）を含有する液体・菓子類をいう。
- 大麻の仕出地別摘発件数では、タイが47%、次いで米国が26%、ベトナムが10%となり、アジア及び北米で約9割を占めた。



【事例5】

タイから成田国際空港に到着した旅客の携帯品（スーツケース）に隠匿された**大麻草約16kg**を摘発した。（令和6年9月・東京税関）



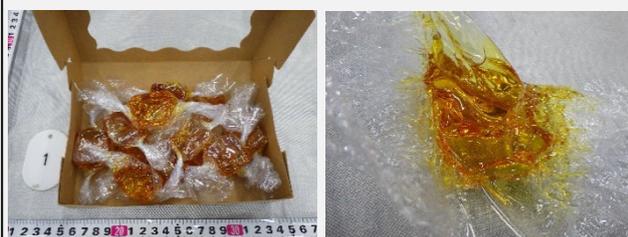
【事例6】

タイから到着した国際郵便物（アルミ袋）に隠匿された**大麻草約3kg**を摘発した。（令和6年5月・横浜税関等）



【事例7】

アメリカから到着した国際郵便物（キャンディー）に隠匿された**大麻粘質物約825g**を摘発した。（令和6年5月・大阪税関）



【事例8】

アメリカから神戸港に到着した船員の携帯品（スーツケース）等に隠匿された**大麻リキッド約2.9g**を摘発した。（令和6年11月・神戸税関）



(3) 麻薬

- 麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）の摘発件数は322件（前年比34%増）、押収量は約464kg（同49%増）、錠剤型は約67千錠（同37%増）と共に増加し、摘発件数は過去最高を記録した。
- コカインの摘発件数は54件（同24%減）と減少し、押収量は約260kg（同約2.1倍）と増加した。
- MDMA等の摘発件数は90件（同48%増）と増加し、押収量は約139kg（同19%増）、錠剤型は約67千錠（同37%増）と共に増加した。

【事例9】

ブラジルから成田国際空港に到着した旅客が飲み込んで体内に隠匿したコカイン約696gを摘発した。
(令和6年10月・東京税関)



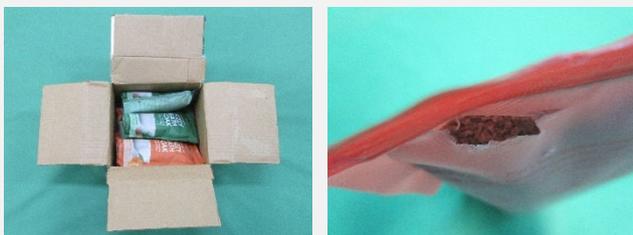
【事例10】

オランダから到着した国際郵便物（浄水器）に隠匿されたケタミン約3kgを摘発した。
(令和6年9月・名古屋税関)



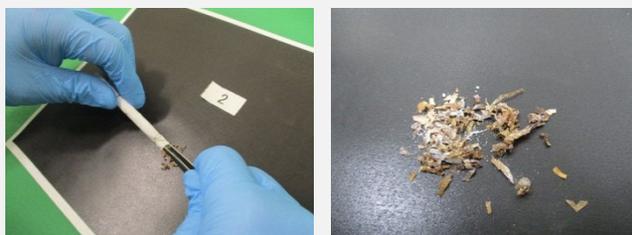
【事例11】

カナダから到着した航空貨物（入浴剤）に隠匿されたMDMA約2kgを摘発した。
(令和6年6月・名古屋税関等)



【事例12】

台湾から那覇空港に到着した旅客の携帯品（紙製箱）に隠匿されたヘロイン約4.2gを摘発した。
(令和6年3月・沖縄地区税関)



(4) 指定薬物

- 指定薬物の摘発件数は163件（前年比14%増）と増加し、押収量は約10kg（同22%減）と減少した。

【事例13】

フランスから到着した国際郵便物に隠匿された指定薬物（亜硝酸イソペンチル）約129gを摘発した。
(令和6年7月・函館税関等)



(5) 銃砲・拳銃部品

- 銃砲の摘発件数は26件（前年比26倍）、押収量は27丁（同27倍）と共に増加した。
- 拳銃部品の摘発件数は1件、押収量は1点と共に増減なしであった。

2. 金地金

- ▶ 金地金*密輸入事件の摘発件数は 493 件（前年比約 2.3 倍）、押収量は約 1,218kg（同約 4 倍）と共に増加した。

* 金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含む。

【金地金の過去 10 年間の摘発状況】

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
摘発件数（件）	465	811	1,347	1,086	61	51	5	9	219	493
押収量（kg）	2,032	2,802	6,277	2,054	319	150	27	135	302	1,218

（注）令和 6 年の数値は速報値。

- ▶ 密輸形態別摘発実績では、摘発件数 493 件のうち、航空機旅客によるものが 429 件となり、全体の約 9 割を占め、摘発押収量約 1,218 kgのうち、航空貨物によるものが約 656 kgと全体の約半数を占めた。
- ▶ 密輸仕出地別摘発実績では、アジアからの摘発件数が大半を占め、香港からの摘発が 281 件と最も多く、全体の約 6 割を占めた。

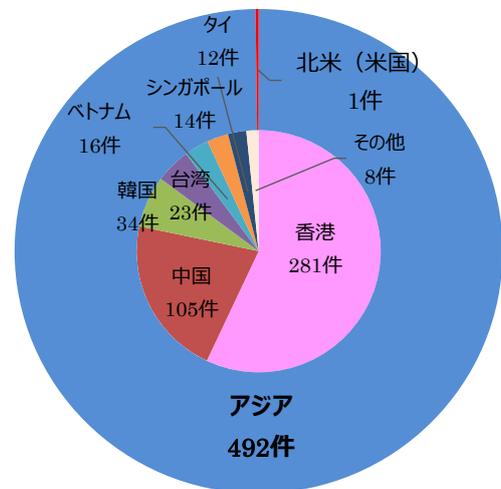
密輸形態別の摘発状況（R6）

密輸形態	摘発件数（件）	押収量（kg）
航空機旅客	429	480
国際郵便物	15	9
航空貨物	28	656
海上貨物	—	—
船員等	21	73
合計	493	1,218

（注）1. 航空機旅客には航空機乗組員を含む。航空貨物には、航空での別送品を含み、海上貨物には、海上での別送品を含む。船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。

2. 端数処理のため、数値が合わないことがある。

密輸仕出地別の摘発件数（R6）



【事例 1】

愛媛県沖において洋上取引された**金地金約 40 kg**を愛媛県今治市の浮桟橋において摘発した。

（令和 6 年 11 月・門司税関）



【事例 2】

香港から到着した航空貨物（プラスチック製パレット）に隠匿された**金地金約 160 kg**を摘発した。

（令和 6 年 1 月・大阪税関）



3. 知的財産侵害物品等

(1) 知的財産侵害物品

- 商標権を侵害する衣類等の密輸入事件等の知的財産侵害物品の密輸入事件を 10 件告発した。

【事例 1】 商標権を侵害する衣類等の密輸入事件

中国から航空貨物により**商標権を侵害する衣類等 34 点**を密輸入しようとした日本人 1 名を関税法違反で告発した。

(令和 6 年 7 月・長崎税関)



(2) ワシントン事案

- ツルサイカチ属に該当する木材等のワシントン条約該当物品の密輸入事件を 2 件告発した。

【事例 2】 木材の密輸入事件

パラグアイから航空貨物により**ツルサイカチ属に該当する木材 1 枚**を密輸入しようとした法人 1 社及び日本人 1 名を関税法違反で告発した。

(令和 6 年 6 月・大阪税関)



(3) 輸出事案

- 水上バイク等の不正輸出事件等の不正輸出事件を 5 件告発した。

【事例 3】 水上バイク等の不正輸出事件 ※対露経済制裁後初のロシア向け迂回輸出事件の告発

ロシアへ海上貨物により**水上バイク 4 台等**を不正に輸出した法人 1 社及びロシア人 1 名を関税法違反で告発した。(令和 6 年 7 月・大阪税関)

【事例 4】 盗難車の不正輸出事件

アラブ首長国連邦へ海上貨物により**盗難車 2 台**を不正に輸出しようとしたオーストラリア人 1 名を関税法違反で告発した。

(令和 6 年 12 月・横浜税関)



(4) その他

- 偽造有価証券の密輸入事件を告発した。

【事例 5】 偽造有価証券の密輸入事件

中国から航空機により**偽造有価証券 600 枚**を密輸入しようとした中国人 1 名を関税法違反で告発した。

(令和 6 年 10 月・大阪税関)



(資料1) 社会悪物品の摘発実績

種類	年		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	前年比
	件	kg						
覚醒剤	件		72	95	301	297	139	47%
	kg		811	1,014	665	2,246	1,761	78%
大麻	件		204	199	138	135	390	289%
	kg		126	153	473	171	344	201%
大麻草	件		86	94	57	76	234	308%
	kg		49	22	315	88	211	241%
大麻樹脂等	件		118	105	81	59	156	264%
	kg		76	132	157	83	133	159%
あへん	件		-	1	-	-	2	全増
	kg		-	4	-	-	0	全増
麻薬	件		167	233	237	240	322	134%
	kg		822	61	188	312	464	149%
	千錠		90	133	82	49	67	137%
ヘロイン	件		2	-	-	-	2	全増
	kg		0	-	-	-	0	全増
コカイン	件		27	34	28	71	54	76%
	kg		820	14	49	123	260	211%
MDMA等	件		74	81	98	61	90	148%
	kg		2	30	94	117	139	119%
	千錠		90	130	81	48	67	137%
その他麻薬	件		64	118	111	108	176	163%
	kg		1	16	46	71	65	91%
	千錠		0	3	0	0	0	33%
向精神薬	件		2	6	16	10	4	40%
	kg		-	0	0	0	0	4%
	千錠		1	1	2	1	1	93%
指定薬物	件		300	302	354	143	163	114%
	kg		169	19	19	13	10	78%
合計	件		745	836	1,046	825	1,020	124%
	kg		1,928	1,251	1,346	2,741	2,579	94%
	千錠		91	134	84	49	67	136%
(参考) 使用回数	万回		5,530	3,577	2,608	8,003	6,919	86%
銃砲	件		3	1	6	1	26	26.0倍
	丁		3	1	7	1	27	27.0倍
うち拳銃	件		3	1	6	1	26	26.0倍
	丁		3	1	7	1	27	27.0倍
拳銃部品	件		-	1	2	1	1	100%
	点		-	1	4	1	1	100%

- (注) 1. 税関が摘発した密輸事件のほか、警察等其他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
2. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。
3. 大麻草は、令和6年12月12日に施行された大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律における、麻薬である大麻を含む。
4. 大麻樹脂等は、大麻樹脂、大麻リキッド、大麻菓子等のほか、令和6年12月12日に施行された大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律における、麻薬であるTHC類製品も含む。THC類製品とは、大麻の有害成分であるTHC類（テトラヒドロカンナビノール類）を含有する液体・菓子類をいう。
5. MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。
6. その他麻薬には、ケタミン・LSD等が含まれる。
7. (参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。
(覚醒剤：0.03g、大麻草：0.5g、大麻樹脂：0.1g、あへん：0.3g、ヘロイン：0.01g、コカイン：0.03g、MDMA等及び向精神薬：1錠)
8. 端数処理のため数値が合わないことがある。
9. 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。
10. 令和6年の数値は速報値である。

(資料2) 不正薬物の密輸形態別摘発件数

(件)

形態別	年					前年比	構成比
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年		
航空機旅客による密輸	70	24	93	271	284	105%	28%
国際郵便物を利用した密輸	567	689	728	385	55	143%	54%
商業貨物を利用した密輸	108	123	222	165	17	104%	17%
航空貨物	95	108	205	156	162	104%	16%
海上貨物	13	15	17	9	9	100%	1%
船員等による密輸	-	-	3	4	14	350%	1%
合 計	745	836	1,046	825	1,020	124%	100%

(注) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

(資料3-1) 覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年					前年比	構成比
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年		
航空機旅客による密輸	23	5	43	89	60	67%	43%
	54	35	108	420	31	74%	18%
国際郵便物を利用した密輸	23	33	128	102	32	31%	23%
	14	62	154	140	4	30%	2%
商業貨物を利用した密輸	26	57	130	105	44	42%	32%
	743	917	402	1,686	1,409	84%	80%
航空貨物	20	50	127	99	39	39%	28%
海上貨物	103	266	375	737	394	53%	22%
船員等による密輸	6	7	3	6	5	83%	4%
	639	650	28	949	1,015	107%	58%
船員等による密輸	-	-	-	1	3	300%	2%
	-	-	-	0	0	全増	0%
合 計	72	95	301	297	139	47%	100%
	811	1,014	665	2,246	1,761	78%	100%

(注) 1. 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。
2. 端数処理のため数値が合わないことがある。
3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料3-2) 覚醒剤の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年						構成比	合計
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年			
アジア	29	30	101	76	47	34%	283	
	153	588	154	149	163	9%	1,207	
マレーシア	4	11	17	14	13	9%	59	
	14	69	52	44	36	2%	215	
タイ	7	7	22	31	14	10%	81	
	120	13	45	49	46	3%	274	
ベトナム	8	4	19	10	11	8%	52	
	3	4	5	16	7	4%	99	
中国（香港・マカオを含む）	4	3	6	3	2	1%	18	
	11	445	10	4	3	0%	473	
中国	1	1	3	1	1	1%	7	
	2	15	6	0	0	0%	23	
香港	3	2	3	2	1	1%	11	
	9	430	4	4	3	0%	450	
マカオ	-	-	-	-	-	-	0	
フィリピン	-	2	6	2	2	1%	12	
	-	0	4	3	0	0%	8	
ラオス	1	1	8	3	-	-	13	
	2	3	18	5	-	-	28	
パキスタン	-	1	6	5	-	-	12	
	-	49	2	9	-	-	59	
韓国	-	1	11	2	-	-	14	
	-	5	2	5	-	-	12	
台湾	4	-	-	1	1	1%	6	
	1	-	-	0	0	0%	1	
カンボジア	-	-	-	-	1	1%	1	
	-	-	-	-	6	0%	6	
インド	1	-	6	3	1	1%	11	
	2	-	16	8	-	0%	27	
中東	7	6	28	29	3	2%	73	
	28	64	132	884	8	1%	1,117	
トルコ	2	3	6	7	1	1%	19	
	6	16	16	110	2	0%	149	
アラブ首長国連邦	2	2	10	9	2	1%	25	
	16	45	94	744	6	0%	905	
イラン	2	1	2	2	-	-	7	
	4	3	0	21	-	-	28	
アフリカ	5	8	33	18	-	-	64	
	259	34	74	106	-	-	474	
南アフリカ	4	6	13	6	-	-	29	
	258	18	43	89	-	-	408	
ガーナ	-	1	-	3	-	-	4	
	-	10	-	1	-	-	11	
ナイジェリア	-	1	4	-	-	-	5	
	-	6	3	-	-	-	9	
ケニア	-	-	3	4	-	-	7	
	-	-	2	6	-	-	8	
欧州	10	24	40	29	15	11%	118	
	14	35	96	52	44	2%	240	
イギリス	3	9	16	7	2	1%	37	
	8	13	35	4	3	0%	63	
オランダ	2	5	3	3	4	3%	17	
	0	0	0	1	15	1%	16	
フランス	-	4	4	7	3	2%	18	
	-	6	7	22	11	1%	46	
ドイツ	1	2	5	1	1	1%	10	
	0	10	25	1	0	0%	36	
ベルギー	1	2	5	5	1	1%	14	
	6	1	16	5	2	0%	30	
イタリア	-	-	-	-	1	1%	2	
	-	-	-	3	8	0%	11	
アイルランド	-	1	-	-	-	-	1	
	-	4	-	-	-	-	4	
スペイン	-	-	-	2	-	-	2	
	-	-	-	12	-	-	12	
北米	12	19	83	112	55	40%	281	
	245	83	177	714	570	32%	1,789	
米国	9	14	58	75	32	23%	188	
	1	75	102	398	390	22%	965	
カナダ	3	5	25	37	23	17%	93	
	244	8	76	316	180	10%	824	
中南米	9	8	16	32	18	13%	83	
	111	209	32	341	977	56%	1,670	
メキシコ	9	8	13	29	17	12%	76	
	111	209	31	339	787	45%	1,477	
グアテマラ	-	-	-	2	-	1%	3	
	-	-	-	2	190	11%	192	
オセアニア	-	-	-	-	-	-	-	
不明	-	-	-	1	1	1%	2	
	-	-	-	0	0	0%	0	
合計	72	95	301	297	139	100%	904	
	811	1,014	665	2,246	1,761	100%	6,496	

(注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある。
2. 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。
3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料4-1) 大麻の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	構成比	
							前年比	構成比
航空機旅客による密輸		21	6	25	67	88	131%	23%
		0	10	3	111	72	65%	21%
国際郵便物を利用した密輸		144	159	76	48	213	444%	55%
		77	80	68	40	194	490%	56%
商業貨物を利用した密輸		39	34	37	20	82	410%	21%
		48	63	401	20	78	388%	23%
航空貨物		36	27	32	20	78	390%	20%
		48	63	101	20	77	382%	22%
海上貨物		3	7	5	-	4	全増	1%
		0	0	301	-	1	全増	0%
船員等による密輸		-	-	-	-	7	全増	2%
		-	-	-	-	0	全増	0%
合計		204	199	138	135	390	289%	100%
		126	153	473	171	344	201%	100%

(注) 1. 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。
2. 端数処理のため数値が合わないことがある。
3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料4-2) 大麻草の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	構成比		合計
							構成比	合計	
アジア		15	7	17	33	185	79%	257	
	タイ	38	7	7	2	195	92%	249	
	ベトナム	-	1	6	22	153	65%	182	
中東		-	0	0	1	162	77%	164	
		14	6	9	4	2	9%	54	
アフリカ		38	7	7	0	3	15%	83	
		-	-	1	-	-	-	1	
欧州		-	-	0	-	-	-	0	
		-	3	-	-	1	0%	4	
北米		-	2	-	-	0	0%	2	
		21	30	14	14	17	7%	96	
中南米		3	1	1	1	1	0%	5	
		50	52	23	27	24	10%	176	
	米国	8	12	307	85	10	5%	423	
オセアニア		38	48	17	19	22	9%	144	
		2	11	4	21	9	4%	46	
不明		12	4	6	8	2	1%	32	
		7	1	303	65	1	0%	377	
合計		-	-	1	-	-	-	1	
		-	2	-	-	1	0%	3	
不明		-	0	-	-	0	0%	0	
		-	-	1	2	6	3%	9	
合計		-	-	0	0	6	3%	6	
		86	94	57	76	234	100%	547	
	49	22	315	88	21	100%	685		

(注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある。
2. 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。
3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料4-3) 大麻樹脂等の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	構成比		合計
							構成比	合計	
アジア		1	3	12	22	62	40%	100	
	タイ	0	0	39	36	82	62%	157	
	ベトナム	-	1	3	6	32	21%	42	
アフリカ		-	0	0	0	10	7%	10	
		-	1	8	9	17	11%	35	
欧州		-	0	34	34	66	50%	134	
		-	-	-	1	-	-	1	
北米		8	10	3	2	7	4%	30	
		0	1	1	0	7	6%	9	
中南米		108	89	65	30	82	53%	374	
		76	131	118	47	43	33%	416	
	米国	101	86	56	26	79	51%	348	
オセアニア		66	125	96	43	33	25%	363	
		7	3	9	4	3	2%	26	
不明		10	6	22	4	10	8%	53	
		-	-	-	-	1	1%	1	
合計		-	-	-	-	0	0%	0	
		1	2	-	-	1	1%	4	
不明		0	0	-	-	0	0%	0	
		-	1	1	4	3	2%	9	
合計		-	0	0	0	0	0%	0	
		118	105	81	59	156	100%	519	
	76	132	157	83	133	100%	581		

(注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある。
2. 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。
3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(参考) 関税法(注)違反事件の犯則態様別処分件数

【告発】

(件)

犯則態様	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	前年比	
						前年比	構成比
禁制品輸出入事犯	295	278	272	383	357	93%	93%
関税脱税事犯	2	1	-	1	-	全減	-
無許可輸出入事犯	14	4	4	11	20	182%	5%
虚偽申告輸出入事犯	4	5	1	5	5	100%	1%
その他	-	-	-	-	-	-	-
合計	315	288	277	400	382	96%	100%

【通告処分】

(件)

犯則態様	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	前年比	
						前年比	構成比
禁制品輸出入事犯	80	84	163	102	108	106%	26%
関税脱税事犯	21	19	21	37	58	157%	14%
無許可輸出入事犯	129	56	103	192	232	121%	57%
虚偽申告輸出入事犯	6	6	1	10	11	110%	3%
その他	15	-	5	6	-	全減	-
合計	251	165	293	347	409	118%	100%

(注) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律」を含む。